

貸借対照表

第35期 2022年3月31日現在

北電情報システムサービス株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,443,380	流動負債	2,792,093
現金及び預金	173,977	買掛金	1,174,448
受取手形	6,558	未払金	374,029
売掛金	4,743,997	未払費用	935,729
リース投資資産	55,261	未払法人税等	109,630
商 品	74,543	前 受 金	146,944
貯 蔵 品	15,001	預 り 金	15,483
仕 掛 品	36,115	そ の 他	35,829
前 払 費 用	4,745	固定負債	2,063,160
短期貸付金	182,924	退職給付引当金	2,044,883
そ の 他	150,754	役員退任慰労引当金	18,277
貸倒引当金	△499		
固定資産	2,801,943	負債合計	4,855,254
有形固定資産	620,822	(純資産の部)	
建 物	84,414	株主資本	3,390,070
構 築 物	2,119	資 本 金	50,000
通信事業設備	277,186	利 益 剰 余 金	3,340,070
工具器具備品	257,102	利 益 準 備 金	12,500
無形固定資産	744	その他利益剰余金	3,327,570
電話加入権	744	別 途 積 立 金	560,000
投資その他の資産	2,180,376	繰越利益剰余金	2,767,570
投資有価証券	954,675		
リース投資資産	115,168	純資産合計	3,390,070
繰延税金資産	966,911	負債・純資産合計	8,245,324
そ の 他	143,632		
貸倒引当金	△11		
資産合計	8,245,324		

個別注記表

2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- (イ) 有価証券は市場価格のない其他有価証券のみで、移動平均法による原価法によっている。
- (ロ) たな卸資産(商品、貯蔵品、仕掛品)は、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定)によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法によっている。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (ロ) 工事損失引当金 ……… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、期末の未引渡工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。
- (ハ) 退職給付引当金 ……… 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額の100%を計上している。
- (ニ) 役員退任慰労引当金… 役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業は、ソフトウェアの受注制作、コンピュータ・プラットフォームサービスの提供である。ソフトウェアの受注制作については、契約に基づき顧客の仕様に応じたソフトウェアを制作し、引き渡す履行義務を負っている。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識している。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。コンピュータ・プラットフォームサービスの提供については、契約に基づき顧客にクラウドサービスを提供する履行義務を負っている。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識している。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理… 税抜方式によっている。

(追加情報)

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い

繰延税金資産は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づき計上している。

2. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。なお、これに伴う当事業年度の損益に与える影響はない。

3. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。